

# 実効ある「設置基準」を策定し 特別支援学校を新設して下さい

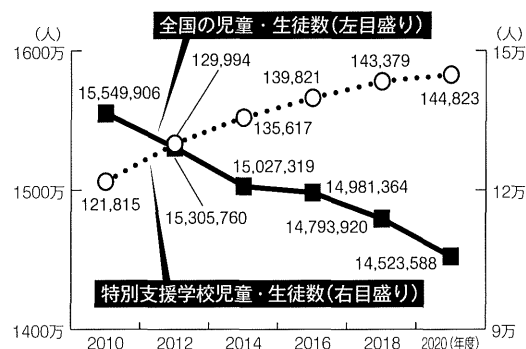


実効ある設置基準が策定され、学校建設が進んで教育条件が改善されれば、一人ひとりに目がゆきとどくようになります。大事な特別教室がなくなることなく、教科の授業が充実します。通学時間は短くなり、子どもたちや保護者の負担も少なくなります。

## 設置基準とは？

学校教育法第3条で、学校を設置する者は「設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない」と定められ、幼稚園から小中学校、高校、大学、各種学校まで、すべての学校に設置基準が策定されています。

設置基準では、学級の編制から校舎や運動場の面積等が定められ、校舎に備えるべき施設も明記されています。



障害児学校の設置基準策定を求め、豊かな障害児教育の実現をめざす会

〒102-0084

東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館3階

TEL 03 (5211) 0123

# 特別支援学校の実効ある設置基準策定を求める請願署名

## 【請願趣旨】

### 深刻な特別支援学校の過大・過密解消につながる設置基準の策定を

全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加がすすみ、特別支援学校はこの20年間に55,620人の増加となっています。特別支援学校の在籍者が20年前の約1.63倍になっているにもかかわらず、学校数の増加は158校(1.16倍)にとどまっておりきわめて不十分です。全国で不足している教室は、2019年の文科省調査でも依然として3000教室以上もあることが明らかです。また、文科省の「公立学校施設実態調査報告」(2019年度)では、教育活動に必要なとされる面積に対し実際の特別支援学校の保有面積が3分の2程度である実態が明らかにされ、ほぼ100%充足している小中学校などとの違いが歴然としています。

普通教室確保のために、1つの教室をカーテンやついたてで仕切り2教室として使ったり、図書室や音楽室などの特別教室を普通教室に転用したりしています。仕切った教室はとて狭い上に、隣のクラスの先生や子どもの声が筒抜けになり、落ち着いた授業にはなりません。特別教室がほとんどない学校では、音楽も、図工・美術も、作業学習もすべて普通教室で行わなければなりません。体育館を使用できる回数が少なく、廊下を走ったり、教室や玄関ホールで体操をしたりする学校も多数あります。トイレが足りず休み時間に行列ができる、給食が必要数作れない、スクールバスでの通学時間が1時間を超える等、児童・生徒数の急増に教育条件の整備が全く追いつかない現在の状況は、子どもたちの学ぶ権利を奪うばかりか、いのちと健康をも脅かしており、もはや人権侵害といえます。

こういった事態を解消するためには、児童生徒数などの上限や、必要な特別教室、通学時間の規定等を含んだ設置基準の策定が必要です。

上記の実態を踏まえ、ただちに下記の事項について実現してください。

## 【請願事項】

- 1 学校教育法に則って、以下の内容を含む特別支援学校の設置基準を早急に策定してください。
  - ①設置基準の冒頭に策定の目的として「教育環境を改善するため」と明記する。
  - ②児童生徒数が150人以下を適正規模とする。
  - ③必要な特別教室や施設設備を、障害種ごとに具体的に明記する。
  - ④通学時間を家から学校まで1時間以内とする。
  - ⑤既存校の基準の適用を「努力義務」にとどめず、期限を示し、すべての学校が適用するよう計画的に改善する。
- 2 全国教室不足調査を毎年実施してください。現状を正確に掌握するものとなるよう、報告基準を明確にしてください。
- 3 自治体が学校新設、および既存校の環境整備にとりくみやすくするため、国の補助率を2/3に引き上げるなどの予算措置をしてください。

氏名	住所	(「同上」「//」は使わないで下さい)
	都道 府県	
	都道 府県	
	都道 府県	
	都道 府県	
	都道 府県	

障害児学校の設置基準策定を求め、豊かな障害児教育の実現をめざす会

〒102-0084 千代田区二番町12-1 全国教育文化会館3階 TEL 03-5211-0123

(この署名は目的以外には使用しません)